

平成28年度 第3回

茨 木 市 都 市 計 画 審 議 会
— 会 議 録 —

会 議 録

(敬称略)

会議の名称	平成28年度第3回茨木市都市計画審議会
開催日時	平成28年11月17日(木) 午前10時00分開会・午前11時45分閉会
開催場所	市役所南館10階大会議室
会 長	建山 和由
出席者	<p>[委 員]</p> <p>建山 和由、秋山 孝正、神吉 紀世子、藤里 純子 <以上学識経験者></p> <p>篠原 一代、小林 美智子、朝田 充、桂 睦子、中井 高英、 山崎 明彦、松本 泰典、安孫子 浩子、坂口 康博、辰見 登 <以上市議会推薦></p> <p>磯崎 弘治 <以上関係行政機関の職員></p> <p>清水 康夫、川本 由貴 <以上市民></p> <p>大上 眞明 <臨時委員></p> <p>(以上、計18名)</p>
欠席者	澤木 昌典、鈴木 依子、木村 正文、岡本 康夫
事務局	福岡市長、大塚副市長、河井副市長、鎌谷都市整備部長、 田邊都市政策課長、石野都市政策課計画係長
議題(案件)	<p><市決定案件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について <p><報告案件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・阪急電鉄京都線摂津市駅付近の連続立体交差事業及び関連する都市計画道路に関する都市計画について(大阪府決定) ・立地適正化計画について
傍聴者	5名

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○事務局	ただ今から平成 28 年度第 3 回茨木市都市計画審議会を開会する。 開会にあたり、福岡市長からあいさつを申し上げる。
○福岡市長	(あいさつ)
○事務局	本日の出席状況であるが、本日は生産緑地地区の変更に関する案件であるため、委員総数は臨時委員 2 名を含めた 22 名のところ、出席者は 18 名となっており、茨木市都市計画審議会条例第 7 条第 2 項の規定により、会議は成立している。 また、本日は 5 名の方が傍聴されている。 それでは、茨木市都市計画審議会条例第 7 条第 1 項の規定により、以後、本審議会の運営を建山会長にお願いする。
○建山会長	これより議長を務めさせていただくので、ご協力を賜りたい。 さて、本日は市決定案件として、生産緑地地区の変更が本審議会に付議されている。 また、府決定として次回の審議会でご意見をいただく「阪急電鉄京都線摂津市駅付近の連続立体交差事業及び関連する都市計画道路に関する都市計画」と、市で策定を進めている「立地適正化計画」の進捗状況について、事務局から報告を行いたいとの申出を受けているのでよろしく願いたい。 それでは、事務局から説明をお願いする。 『議第 1 0 0 号 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について』
○田邊課長	(議案書 1～14 ページについて説明)
○建山会長	事務局からの説明は以上であるが、意見等はないか。
○朝田委員	都市の緑として、生産緑地は貴重である。市では追加指定要件を緩和されているが、追加指定に向けた市の取組みを説明してほしい。 また、生産緑地の維持・拡大は都市農業の活性化と密接に関わっていると考え、大阪版認定農業者制度等の取組みについて、農業委員会の大上委員からご説明いただきたい。
○田邊課長	生産緑地地区については都市農地として可能な限り維持したいと考えている。 本市では買取申出について、生産緑地法で規定される要件を厳格に守っ

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○大上委員	<p>ており、主たる従事者の変更により営農が継続されるよう働きかけに努めている。また、追加指定の要件については、農林課や都市政策課等の窓口及びホームページ等で周知に努めている。</p> <p>都市農業振興基本法に基づく都市農業振興基本計画が策定され、都市農地が「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと大きく転換された。</p> <p>本市農業委員会としては、大阪府農業会議を通じて、生産緑地の面積要件の 500 m²から 300 m²への緩和と道連れ解除の廃止を要望している。</p> <p>なお、府では、生産緑地を防災農地として保全・活用する取組みを進めている。</p> <p>また、国版認定農業者の認定要件が年間所得 600 万円以上のところ、大阪版認定農業者はおおむね年 50 万円以上とする等、要件を緩和し、認定制度を推奨している。</p> <p>農業委員については、平成 28 年 4 月に改正農業委員会法が施行され、農業委員の過半 又は 市議会の承認を得れば 4 分の 1 以上を、国版認定農業者 又は 大阪版認定農業者から選ぶこととされている。農業協同組合 (JA) についても、理事の半数を国版認定農業者 又は 大阪版認定農業者から選ぶこととなっている。</p> <p>生産緑地地区については、終身営農を条件に、相続税の納税猶予が適用されており、持続的に営農できるような環境が整えられている。</p>
○清水委員	<p>地区指定から 30 年経過すれば買取申出が可能となり、平成 34 年以降は多くの申請が出てくると想定されるが、どのようにすべきと考えるか。</p> <p>また、立地適正化計画の中で、生産緑地地区が居住誘導区域から外れることも想定されるが、どのように捉えていくか。</p> <p>生産緑地地区の分布状況を図で示してほしい。</p>
○田邊課長	<p>本市では、生産緑地が農地等として適切に管理されている状況であり、指定から 30 年経過後に、直ちに買取申出が出されるかは予測がつかない。法改正が行われるかは不明であるが、国の動きを注視したい。</p> <p>また、立地適正化計画の位置づけについて、生産緑地地区を居住誘導区域から除外する市もあるが、生産緑地地区は将来的に公共用地に適している土地を指定したものであり、法の趣旨を鑑み、どのような取扱いをするか今後検討したい。居住誘導区域を設定していないため、仮の話となるが、仮に区域外となっても生産緑地は継続するため、その後も適切に維持をしたい。</p> <p>生産緑地地区の分布図については、お手元の資料にもあるが、必要であ</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	れば提供する。
○建山会長	生産緑地の法的動向や市の現状、府の取組み等について、議論する機会を事務局で検討してほしい。
○山崎委員	現在、国土交通省都市局において、生産緑地法の見直しが行われていると聞いているが、現行法の枠組みにおいては、本市の手続は適切に処理されていると考える。
○建山会長	他に意見等ないか。 (意見なし)
○建山会長	意見が無いようなので、議題 100 号北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について、都市計画の案のとおり可決することに異議はないか。 (異議なし)
○建山会長	それでは、議第 100 号について原案のとおり可決する。 続いて、府決定の「阪急電鉄京都線摂津市駅付近の連続立体交差事業と、関連する都市計画道路に関する都市計画」について、事務局から報告をお願いします。
○事務局	(報告案件について説明)
○建山会長	事務局からの説明は以上である。 本件は、次回の本審議会において意見を求められるものであるが、何か質問等あるか。
○秋山委員	鉄道を高架化しても、鉄道運行上の利便性が格段に向上するものではない。高架化した結果として、都市計画道路が不要となる理由は何か。道路交通容量以外に、よい説明があるのではないか。
○田邊課長	鉄道の高架化と道路の変更・廃止との関係であるが、道路の渋滞と地域の分断を解消するため、高架化するものである。 道路の変更・廃止に関する説明に必要な資料については、次回の本審議会までに府に求めたい。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○桂委員	<p>整備予定のない都市計画道路については廃止していくべきと考える。</p> <p>大阪府公聴会において、1名から公述申出があったとのことだが、その内容を伺いたい。また、当該地域に関しては、都市計画道路が整備されることにより住民の安全が守られるという期待もあったと考えられるが、市としてどのような対策がとれるのかについて、次回説明してほしい。</p>
○田邊課長	<p>地域住民の方から公述申出があった。当人が住んでいる地域は民間開発による住宅地であるが、現状では、進入路が一か所しか無いことから、防犯・防災上の問題がある地域である。都市計画道路の整備による地域課題の解決に期待しており、存続を希望するという内容である。</p> <p>市としても、地域住民へのフォローが必要だと考えている。</p>
○辰見委員	<p>地域住民から相談を受けている。</p> <p>本都市計画道路は府決定であるが、災害、緊急時の対応については、市が考えるべきである。</p> <p>また、次回の審議会で、高架化による生活環境への影響や経済効果、本市の財政負担等を示してほしい。</p>
○清水委員	<p>施工方法について、現在線の東側に仮の線路を敷設するとのことだが、現在線の東側の住宅に影響があるのか。</p> <p>また、地元説明会や公聴会に、市はどのように関わったのか伺いたい。</p>
○田邊課長	<p>計画区域の沿線に住宅地があり、仮線整備時には支障があるため、本事業にあたっては、住民の皆様にご協力いただく必要がある。</p> <p>また、地元説明会は大阪府・摂津市・本市で合同開催した。説明会の開催にあたっては、周辺自治会への回覧やホームページ掲載により周知を行った。</p>
○建山会長	<p>高架化の効果は見えにくいだが、阪急京都線洛西口駅付近でも同様の事業を行っているため、交通状況の変化等を参考にしているかどうか。</p> <p>その他意見等ないか。</p> <p>(意見なし)</p>
○建山会長	<p>続いて、立地適正化計画の進捗状況について、事務局より報告をお願いする。</p>
○事務局	<p>(事務局説明)</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○建山会長	事務局からの説明は以上である。 何か意見・質問等あるか。
○辰見委員	茨木市の医療・福祉について、どのように検討しているか。茨木は成熟していると言われているが、医療は北摂地域でも遅れを取っている。総合病院の誘致や市民病院の設備等を検討してほしい。
○大塚副市長	都市機能誘導施設に医療施設は含まれるが、特に救急については交通との関係もあり、都市機能誘導区域内に医療施設を配置すればよいというわけではない。 本市の医療のあり方、誘導の方向性、位置付け等については、今後議論したい。
○山崎委員	都市機能誘導区域のうち、阪大病院前駅周辺は第一種低層住居専用地域であるが、必要な施設の誘導はどのように行っていくか。 また、中条小学校区、春日小学校区においては、高層マンションが建設され、子育て世代が多くなり、小学校が飽和状態になっており、早急に対応が必要と思われるが、どのような計画を考えているか。
○田邊課長	本日お示しした10地区については、国から示された基本的な考え方に基づいてエリアを設定したものであるが、用途地域によっては、施設の立地が制限されているものもあるため、今後詳細に検討を進めたいと考えている。 また、中条小学校区については都市機能誘導区域に含まれているため、指摘を踏まえてさらに検討したい。
○小林委員	施策・誘導方針に「茨木市総合保健福祉計画」「茨木市待機児童解消保育所等整備計画」とあるが、「待機児童解消保育所等整備計画」であれば、保育所に限定したものとなる。子育てという視点では、他の子育て支援施設等もあるため、「茨木市次世代育成支援行動計画」を前に出すべきではないか。
○田邊課長	この2つの計画は来年度見直される予定であるため、改定内容を反映させたいという意図である。それ以外については、既存の各行政計画との整合を図るものであり、保育所だけに限定したものではない。
○小林委員	来年度以降変更される2つの計画を記載しているということか。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○田邊課長	そのとおりである。お示した分野については来年度、それ以外については現行計画を踏まえて検討していく。
○安孫子委員	各施設の立地状況図において、福祉施設は地域包括支援センター、入所型、訪問型、通所型に分類されているが、高齢者施設と障害者施設の分類がなされていない。市ではどのような福祉施設を考えているのか。
○田邊課長	都市機能誘導施設と位置づけた場合、それ以外の地域で建築しようとする と届出が必要となるため、施設の規模等を考慮する必要がある。 福祉施設については、高齢者も障害のある方も対象となるが、都市機能誘導施設としては、どのような規模の、どのようなものを位置づけるか議論し、適切な施設を位置づけていく。
○大塚副市長	補足であるが、本計画は、市が施設整備をするための計画ではなく、民間の進出を適切に誘導していくという位置付けであるため、幅広く考えなければ、民間の進出意欲を制約してしまう可能性がある。 本市の場合、従来からコンパクトなまちを形成している中で、住機能と密接に関わっている福祉・医療・子育て・文化・教育施設等の都市機能誘導施設の立地が都市機能誘導区域内に限定されると、市民の利便性を損なうことになりかねない。区域内にすべて集約するのではなく、市民の生活を支える施設をどう適切に配置していくかについて、住む機能と併せて考える必要がある。
○坂口委員	本計画を策定する意義は、人口減少社会に対して都市機能の利便性を図ることと考えているが、国が示すモデルは本市を対象としているものではない。本市にとっての計画の必要性についてどのように考え、どのように誘導していくのか。 また、都市機能誘導区域以外の地域も、小・中学校区単位でまちづくりが進んでいるが、課題と整合性をどのように考えているか。
○大塚副市長	都市再生特別措置法の改正により立地適正化計画制度が創設された要因は、人口減少による社会的要請と、平成の大合併による市町村の広域化とまちの拠点の点在化だと考える。 大都市部は人口が稠密であるため、人の生活を支える公共的・公益的施設を集約して配置するという立地適正化計画の考え方が、本市において正しいかは疑問である。現段階では、計画策定の過程で、市民の皆様からこの暮らし方を考えていただく機会と捉えるのが、本計画を策定する意義だと考える。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>また、本市のコミュニティは小・中学校区単位で作られてきたが、地域コミュニティ、福祉コミュニティ等、今後のコミュニティ政策のあり方について大きな方向性を示し、本市の40年後の姿をイメージしながら、望ましい暮らし方を考えるきっかけになればと考えている。</p>
○建山会長	<p>今後の暮らし方を考えるきっかけとして、まちづくりに関するアンケートの結果に興味がある。集計・分析については神吉委員の研究室にご協力いただけるとのことなので、結果が出ればこの場でご報告いただき、意見交換したい。</p> <p>その他意見等ないか。</p> <p>(意見なし)</p>
○建山会長	<p>以上で平成28年度第3回都市計画審議会を終了する。</p> <p>その他、事務局から連絡事項があればお願いします。</p>
○事務局	<p>次回の都市計画審議会については、平成29年1月26日(木)午前10時から、市役所南館10階大会議室にて開催予定である。委員の皆様は、ご出席いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(11時45分閉会)</p>